

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素々案)に関するご意見

No.	全体的な事項	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	ガイドライン(修正案)
	ガイドラインの目的	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	ガイドライン(修正案)
1	② 運営の基本的な考え方、運営方針の決定に関する統一プロセスを提示 ⇒運営に関する基本的な事項及び運営方針(おやつ提供、延長開館時間等)の決定に際して保護者要望を把握するなどのプロセスを示すこととします。	おやつ提供、延長開館時間等の決定に際して保護者の要望を把握するとあるが、これは保護者の要望の度合を重視して決定するということか。 子育てをしていく中で本当に困られている方々のことを重視するのか、教育上の子育ての大切さなどを考慮するのか、疑問に思うことがある。	市では、これまで、おやつ提供や延長開館時間など運営方針の決定に関するプロセスを示しておらず、保護者要望の把握についても施設によって差異があったことから、このたびガイドラインを定めることとしました。	
	第1章 総則	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	ガイドライン(修正案)
2	3 基本的な配慮事項 ○ 秘密保持等 事業者の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らしてはなりません。 また、事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければなりません。	「秘密」の範囲を個人情報全般に広げるべき。秘密では対象があいまいで、担当者の主観によりその範囲が曲解される恐れがある。 運営主体は長野市であるので、公務員並みの守秘義務を課すことも検討すべき。	児童及びその家族の個人情報を適切に取り扱うこととし、また、職員の守秘義務を地方公務員法と同様の内容とするため、ガイドラインを修正します。 〈参考〉地方公務員法第34条 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	3 基本的な配慮事項 ○ 秘密保持等 事業者の職員は、 <u>児童及びその家族の個人情報を適切に取り扱うとともに、正当な理由がなく、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、また、同様とします。</u> また、事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た児童及びその家族の個人情報及び秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければなりません。
	第2章 基本的な事項及び管理運営	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	ガイドライン(修正案)
3	2 運営の責任者 事業者は、事業を実施する場所(以下、「実施場所」といいます。)ごとに運営の責任者を置きます。なお、小学校の通学区域に複数の実施場所がある場合は、1人の者がそれらの実施場所の運営の責任者を兼ねることができます。	現場での指導管理・責任体制をもっと明確に示すべき。	運営の責任者の役割を明確にするため、ガイドラインを修正します。	2 運営の責任者 事業者は、事業を実施する場所(以下、「実施場所」といいます。)ごとに運営の責任者を置きます。 <u>運営の責任者は、当該実施場所における事業を統括します。</u> なお、小学校の通学区域に複数の実施場所がある場合は、1人の者がそれらの実施場所の運営の責任者を兼ねることができます。
4	7 運営規程 事業者は、実施場所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておくものとします。 ○ 事業の目的及び運営の方針 ○ 職員の職種、員数及び職務の内容 ○ 開所している日及び時間 ○ 支援内容及び当該支援の提供につき保護者が支払うべき金額 ○ 利用定員 ○ 通常の事業の実施地域 ○ 事業の利用に当たっての留意事項 ○ 緊急時等における対応方法 ○ 非常災害対策 ○ 虐待の防止のための措置に関する事項 ○ その他事業の運営に関する重要事項	運営規程の中に利用定員があるがどう受け止めればよいか。 「事業者」とは市のことでよいか。	利用定員は、専用区画の面積を1.65㎡で除して得た数です。 また、事業者は市長から委託を受けて事業を運営する者であることを明確にするため、ガイドラインを修正します。 〈参考〉長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(設備等) 第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	第1章 総則 3 基本的な配慮事項 ○ 人権への配慮 事業者(市長からの委託を受けて事業を運営する者をいいます。)は、児童及びその家族の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重しなければなりません。
5		ガイドラインに厚労省の運営指針にある施設及び設備基準の記述を盛り込まなくてよいのか。専用区画の確保の努力は誰が担うのか不明である。	専用区画の面積等については長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第9条に規定しています。専用区画の面積の確保は放課後児童健全育成事業所の設置者が行うものですが、本市は公設民営であることから市が確保に努めています。	

No.	第2章 基本的事項及び管理運営			
	ガイドライン（素々案）	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	ガイドライン（修正案）
6	9 職員の知識及び技能の向上等 事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めるものとします。 事業者は、職員に対し、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上のための研修の機会を確保しなければなりません。	職員の研修には積極的な参加を促す手立てが必要である。 研修への参加に交通費のほか手当を支給するなど、金銭面での保障と制度としての確立が望ましい。	支援員が研修に参加する経費については予算措置をしています。	
7		職員の資質向上のための研修体制等を充実していく必要がある。	全国研修への支援員の派遣や毎年実施している独自研修へ招く講師の充実などを検討しています。	
8		ガイドラインにある育成支援の内容は、大変高度なものと感じる。年数回の研修ではとても十分でなく、自己研さんを求めるのであればOJTの仕組み等を取り入れる必要があるのではないか。採用、給与等も今後の課題である。 ※OJT (On-the-job Training) : 実際の職場で実務を通して学ぶ訓練	職員間で必要な知識や技能の共有を図ることとし、ガイドラインを修正します。	9 職員の知識及び技能の向上等 事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めるものとします。また、職員間で必要な知識や技能の共有を図ることとします。 事業者は、職員に対し、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上のための研修の機会を確保しなければなりません。
9	11 苦情への対応 利用者の家庭状況や就労状況などは様々であり、実施場所には多様なニーズを持った利用者が集まります。このため、ある利用者にとっては満足である内容が、ある利用者にとっては不満である場合があります。 苦情に対しては利用者の立場に立って誠意ある解決を図り、事業に対する満足感を高めていくことが必要です。 苦情を受けた場合は、次の事項に留意して、迅速に対応します。 ○ 苦情の申出人の話をよく聞き、対応の仕方を考えて処理に当たります。その際には、他の保護者や児童など全体的ことを考慮して対応します。 ○ 苦情の申出人に対しては、丁寧な説明や対応を心掛けます。 ○ 遊具や玩具、施設の不備や危険性が指摘された場合は、速やかに対処します。	苦情をどこで受け付けるか（どういった内容はどこで対応するなど）を明記すべき。	ガイドラインでは事業者及びその職員が苦情を受け付けたときの対応について記載しています。 苦情等は各施設、事業者及び市で受け付けていますが、事案に応じて3者が協力して解決に努めています。	

No.	第3章 育成支援 ガイドライン（素々案）	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	ガイドライン（修正案）
10	<p>4 おやつを提供</p> <p>○ おやつ役割 児童にとっておやつは、栄養補給としての役割のほかに、気分転換をし、遊びや活動のもとになる活力を充実させる働きがあります。</p> <p>○ おやつ提供に関する留意点 おやつの費用は保護者負担となるため、保護者の意向を把握したうえ、おやつの提供の可否及びおやつを提供する場合のおやつの量（以下、「おやつの提供等」といいます。）を決定する必要があります。</p> <p>○ おやつの提供等の決定 実施場所でのおやつの提供等については、次の手順により決定するものとします。</p> <p>① 事業者は、おやつの提供等に関する保護者の意向を把握するために、実施場所ごとにアンケート調査を実施します。</p> <p>② 事業者は、実施場所のある小学校の通学区域の運営委員会に、おやつの提供等について検討を依頼します。その際には、アンケート調査の結果等を提示するものとします。</p> <p>③ 運営委員会は、提示されたアンケート調査の結果等及び地域の実情を踏まえて、おやつの提供等について検討し、その方針を毎年、事業者に報告します。</p> <p>④ 事業者は、運営委員会の方針を尊重しておやつの提供等を決定するものとします。</p> <p>○ おやつを提供する場合の留意点 おやつを提供する場合には、児童の来所時間や帰宅時間、夕食の時間、遊びや生活の流れ、児童の状態を考慮し、おやつを提供する時間や内容、量等を考慮する必要があります。</p> <p>また、食物アレルギーや窒息事故は、児童の命に係わる事故を起こす可能性もあるため、これらの防止に努めなければなりません。</p>	<p>おやつ提供は、全施設で提供することで統一いただきたい。子どもたちの身体の成長に関わることであり、特に低学年は一度の食事の量も少ないので、おやつを食べることで生活のリズムのバランスが整うのではないかと。保護者や施設等によりさまざまな意見もあると思うが、おやつの必要性を理解していただく努力は大事である。</p>	<p>おやつは児童にとって良い働きがあることから「提供は望ましいもの」とガイドラインを修正します。</p> <p>→（A）</p> <p>一方、平成20年の「長野市版放課後子どもプラン」では、食物アレルギー等への不安もあり、おやつを提供しないことを基本としてきましたが、平成27年に策定された国の指針では「おやつを適切に提供する」とあります。</p> <p>おやつの提供に当たっては保護者の費用負担も生じることから、ガイドライン素々案では「提供することで統一する」までの記載はせず、アンケート調査に基づき運営委員会でおやつの提供の方針を検討いただくこととしています。</p>	<p>4 おやつを提供</p> <p>○ おやつ役割 児童にとっておやつは、栄養補給としての役割のほかに、気分転換をし、遊びや活動のもとになる活力を充実させる働きがありますことから、おやつの提供は望ましいものです。</p> <p>→（A）</p> <p>○ おやつ提供に関する留意点 おやつの費用は保護者負担となるため、保護者の意向を把握したうえ、おやつの提供の可否及びおやつを提供する場合のおやつの量（以下、「おやつの提供等」といいます。）を決定する必要があります。</p> <p>○ おやつ提供等の決定 実施場所でのおやつの提供等については、次の手順により決定するものとします。</p> <p>① 事業者は、おやつの提供等に関する保護者の意向を把握するために、実施場所ごとにアンケート調査を実施します。</p> <p>② 事業者は、実施場所のある小学校の通学区域の運営委員会に、おやつの提供等について検討を依頼します。その際には、アンケート調査の結果等を提示するものとします。</p> <p>③ 運営委員会は、提示されたアンケート調査の結果等及び地域の実情を踏まえて、おやつの提供等について検討し、その方針を毎年、事業者に報告します。</p> <p>④ 事業者は、運営委員会の方針を尊重しておやつの提供等を決定するものとします。</p> <p>○ おやつを提供する場合の留意点 おやつを提供する場合には、児童の来所時間や帰宅時間、夕食の時間、遊びや生活の流れ、児童の状態を考慮し、おやつを提供する時間や内容、量等を考慮する必要がありますとともに、料金設定の理由を明確にします。</p> <p>→（B）</p> <p>また、食物アレルギーや窒息事故は、児童の命に係わる事故を起こす可能性もあるため、これらの防止に努めなければなりません。</p>
11		<p>おやつについて、施設独自の料金設定の理由を明確にすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ガイドラインを修正します。</p> <p>→（B）</p>	

No.	第3章 育成支援				
	ガイドライン（素々案）	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	ガイドライン（修正案）	
12	5 障害のある児童への対応 ○ 障害のある児童の受入れの考え方 児童同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある児童も実施場所を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境の整備を行い、学校と連携して可能な限り受入れに努めます。	「可能な限り受入に努めます。」ではなく「積極的な理由または相当な理由なく受入を拒むことができない。」とする文言が必要ではないか。「可能」とはあいまいな表現であり、当事者間の意識の相違がそのまま受入判断の相違につながりかねない。	ご意見を踏まえて、「可能な限り」を削ることとします。 →（A）	5 障害のある児童への対応 ○ 障害のある児童の受入れの考え方 児童同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある児童も実施場所を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境の整備を行い、学校とも連携を図りして可能な限り受入れに努めます。 →（A）	
13	受入れに当たっては、児童や保護者と面談の機会を持つなどして、児童の健康状態、発達の状況、家族の状況、保護者の意向等を個別に把握します。 ○ 障害のある児童の育成支援に当たっての留意点 障害のある児童が、他の児童たちと生活を通して共に成長できるように育成支援を行います。	障がいのある児童への対応の仕方は、職員個々の考え方にかかり左右されていると思う。 しっかりとした対応方法を統一して決めるべき。 保護者の要望も聞いていただけるとありがたい。	受入に当たっては、児童や保護者の立場に立って適切に判断することとし、ガイドラインを修正します。 →（B）	受入れに当たっての判断は、児童や保護者と面談の機会を持つなどして、児童の健康状態、発達の状況、家族の状況、保護者の意向等を個別に把握します。 児童及び保護者の立場に立って適切に行います。 →（B）	
14	障害のある児童一人一人について、その状況や育成支援の内容について、関係機関と連携を図ります。 ○ 職員の加配 障害のある児童の育成支援が適切に図られるように、個々の児童の状況に応じて職員の配置等を工夫します。 運営の責任者及び小学校長の意見を踏まえ、個別な支援が必要な児童に寄り添って支援できるよう職員の勤務時間を加配することができます。	適切な育成支援の可能な職員の配置及び研修の実施、並びに小学校との情報共有をスムーズに行う必要がある。 多くの施設が手狭で安心して過ごせる環境にない中で受け入れているのが現状。放課後という自由な人間関係の中で安心して生活するためには、職員が加配されても専門的な能力が無ければ難しく、トラブルの元になってしまう。 児童本人、加配された職員が安心して安全な生活ができるようにするため、最低限の研修が必要である。 民間の放課後預かりが相次いで撤退している中で大変重要となってきている。	障害のある児童の受入れに対応するため、各施設からの職員加配の要望には、事業者と市が協力して対応しています。指導主事が施設を訪問して状況を把握し、加配を協議して決定するとともに、施設の職員に対して具体的な対応についてアドバイスしています。 今後は、学校との連携強化、専門機関との連携、家庭での対応支援など、必要な支援を検討するとともに、障害のある児童への職員の理解や支援の向上を図るため、支援員研修等の内容を工夫いたします。 なお、専門の機関との連携について明確化するため、ガイドラインを修正します。 →（C）	障害のある児童一人一人について、その状況や育成支援の内容について、関係機関と連携を図ります。 障害のある児童の育成支援については、個々の状況に応じて、専門の機関との連携を図ります。 →（C）	
15		施設職員の障害への理解度は、まだまだ低いと感じる。 体験による研修も必要と考える。 体験活動も大事であるが、親が仕事をして預けられている子どもたちがほとんどであるため、子どもたちの気持ちに応えられる先生方が一人でも多くなることを願う。 勉強会、研修会（体験型）等でさまざまな分野の方々のお話を聞くことが気づきの第一歩になると思う。			
第4章 多様な体験活動、交流等の機会の提供					
	ガイドライン（素々案）	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	ガイドライン（修正案）	
16	3 活動に際しての留意点 多様な体験活動、交流等の機会の提供に当たっては、次の事項に留意します。 ○ 実施場所における活動の内容は、特定のものに偏ることのないよう配慮します。	多様な体験活動について、コーディネーター及びアドバイザーの活動が地域により差が出ないように配慮すべき。	地域差を解消するため、「活動の提供は、目安として週1回（年間35回程度）以上」としています。		
17	○ 活動の内容は、できるかぎり児童の要望を反映したものとします。 ○ アドバイザー及び地域ボランティアの活用に努めます。 ○ 活動の提供は、目安として週1回（年間35回程度）以上とします。	アドバイザー活動について、温度差があると感じる。児童の登録数や環境等の違いから同じような体験をさせることに無理はあるが、その地域でしかできないことを探して体験させるようそれぞれのコーディネーターが取り組めればよいと考える。			
18		アドバイザーの活動について、児童がいる場所の環境、人数、使用できる用具がそれぞれの施設によって違うので、同じ体験を提供することは難しいと考える。			
19		多様な体験活動等の内容について、季節ごとの活動内容を盛り込むなど、具体的に規定すべき。	研修会では、アドバイザーの活動事例を紹介するなど、体験活動を活性化するために研修内容の工夫をしています。		
第6章 保護者、学校及び地域との連携協力					
	ガイドライン（素々案）	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	ガイドライン（修正案）	
20	2 学校との連携 運営の責任者及びコーディネーターは、児童の毎日の生活が学校、実施場所、家庭の間で連続性をもって円滑になるよう、定期的に学校と情報交換を行い、職員同士の交流等によって学校との連携を図ります。	保護者との連携については当然大事なことだが、学校との連携も大切なものでは。児童の気になる生活面や行動等をお互いに情報を共有し、連絡調整を図ることを具体的に示すべきではないか。	特に配慮を要する児童については、秘密の保持に留意のうえ、学校と個別に連携を図ることとし、ガイドラインを修正します。	2 学校との連携 運営の責任者及びコーディネーターは、児童の毎日の生活が学校、実施場所、家庭の間で連続性をもって円滑になるよう、定期的に学校と情報交換を行い、職員同士の交流等によって学校との連携を図ります。 また、特に配慮を必要とする児童については、秘密の保持に留意のうえ、学校と個別に連携を図ります。	